



平成 24 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 テクマトリックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 由利 孝
(コード：3762、東証第二部)
問合せ先 執行役員管理本部長 森脇 喜生
(TEL. 03-5792-8601)

自己株式取得に係る事項の決定 (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得) 及び東京証券取引所市場第一部銘柄への指定申請の予定に関するお知らせ

当社は、平成24年11月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社株式の東京証券取引所市場第一部銘柄への指定を実現すべく、平成24年12月に当社株券等の市場第一部銘柄への指定を申請する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社の申請に基づく東京証券取引所の承認の可否及び時期については不確定であり、市場第一部銘柄へ指定されない場合もあります。

記

I. 自己株式取得

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と株主への利益還元の一環として自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,100 株 (上限)
(発行済株式総数に対する割合 1.61%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000,000 円 (上限) |
| (4) 自己株式取得の日程 | 平成 24 年 12 月 4 日～平成 25 年 2 月 28 日 |

(ご参考) 平成 24 年 11 月 28 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数	61,898 株
自己株式数	1,500 株

II. 東京証券取引所市場第一部銘柄への指定申請を行う旨の決議について

当社は、昭和59年8月に創業し、最先端のソフトウェア・ハードウェアの販売から事業を開始し、ソフトウェアの開発、コンピュータシステムの運用・保守サービスを手掛けるなどして発展してまいりました。

平成17年2月にはジャスダック証券取引所、平成22年6月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場したことにより、一定の社会的信用力や知名度が得られ、成長性や収益性を加速させることができたと考えておりますが、より高い成長性や収益性を実現するためには、顧客企業や人材マーケットから見た社会的信用力や知名度をより一層向上させ、更なる顧客の獲得と優秀な人材の確保を進める必要があります。また、事業展開をより加速させるためには、取引所市場において株式の流動性を高め、資金調達力の強化を図る必要があります。

当社は、当社株式が東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定されることで、社会的信用力や知名度のさらなる向上及び資金調達力の強化を図ることが可能であると考え、企業価値をさらに向上させるべく、本日の取締役会において、当社株式の東京証券取引所市場第一部銘柄への指定申請を行う旨を決議いたしました。

以 上